

指定管理者選定委員を募集します

問 行政経営改革課 (☎65-8702)

公共施設の管理運営を行う指定管理者を選定するための市民委員を募集します。

【募集人数】 2人 (応募多数の場合は選考)

【応募資格】

次の全てを満たす人

- ① 市内在住在勤の満18歳以上の人 (4月1日現在)
- ② 国・地方公共団体の議員または常勤の公務員でない人
- ③ 平日の日中に開催する委員会に継続して出席できない人 ※会議の開催は不定期

【応募方法】

所定の応募用紙に必要事項を記入し、持参、郵送、FAXまたはEメールで応募してください。

【応募期限】 4月15日 (金) 当日消印有効

※応募にあたっては、市ホームページで募集要項を必ずご確認ください。

※応募用紙は、担当課にあります。また、市ホームページからダウンロードすることもできます。

応募先

行政経営改革課 (西館4階)

T 526-8501 八幡東町632

FAX 63-4111

E gyokaku@city.nagahama.lg.jp

チャレンジする中小企業を応援します

問 商工振興課 (☎65-8766)

中小企業者等が、地域資源やパイオ関連技術等を生かした新商品の開発・販路開拓などの事業にチャレンジする経費の一部を補助します。

【補助対象事業】

- 地域資源活用事業
地域資源を活用した新商品等の市場化・販路開拓に関する取組
- パイオ技術等連携事業
長浜サイエンスパーク内の大学や企業との連携・技術を活用して行う事業の取組

【補助対象者】

市内に本社または事業化の拠点を有する中小企業者など (農林漁業者を除く)

【補助率】 2/3

【補助限度額】 200万円

※補助対象事業費100万円以上の事業に限る

【申請期間】 4月18日(月)～5月6日(金)

※公募案内・申請書様式は担当課にあります。また、市ホームページからダウンロードすることもできます。

街並み景観形成やにぎわいづくりを応援します

問 商工振興課 (☎65-8766)

伝統的な建築様式の建物を保存・活用した魅力ある街並みを形成する事業や、商店街ににぎわいを創出し、誘客効果を高める事業に必要な経費の一部を助成します。

補助対象事業や対象者など、詳しくは、担当課まで問合せください。

【募集期間】

4月6日(水)～20日(水)

① にぎわいの街づくり事業 (市内全域)

商店街ににぎわいを創出するソフト事業 (1/2 100万円)

② 美しい観光地づくり推進事業 (市内全域)

歴史・水辺・緑・芸術を活かした景観づくり (1/2 200万円)

③ 伝統的街並み景観形成事業

A 商業観光推進ファサード整備事業 (1/2 150万円)

B 伝統的町家ファサード整備事業 (1/2 200万円)

C 伝統的町家再生活用等整備事業 (1/2 500万円)

【対象区域】

○ A、Cは、特定景観形成重点区域、長浜駅前通りおよび北国街道長浜駅前通り以南

○ Bは特定景観形成重点区域および北国街道長浜駅前通り以南

※ () 内は、補助率、補助限度額

コミュニティ活動の推進に「役」!

問 市民活躍課 (☎65-8711)

宝くじの助成を受けて、長刀組が曳山祭りの雪洞や提灯、衣装を新調されました。この助成は、(二財)自治総合センターが、宝くじの収益を地域に還元するために実施しているもので、今後、さらに地域コミュニティ活動が推進されることが期待されます。



免税販売機器設置を支援します

問 商工振興課 (☎65-8766)

免税販売をする市内の事業者を対象に、免税手続のために必要な機器の購入費、免税機器の設置に要する経費の補助を行います。

【補助金額】 対象経費の1/3 (限度額25万円)

※補助対象経費や複数店舗での検討など、詳しくは市ホームページまたは担当課まで。

すまいづくりをお手伝いします

問 建築住宅課すまい政策推進室 (☎65-6533)

◆新しい住宅改修助成制度が始まります

取得した戸建ての中古住宅または実家を改修する場合、工事費の一部を助成します。

【助成対象住宅】

申請者及び配偶者の3親等以内の親族が市内に所有する住宅または4月1日以降に売買または賃貸借契約が成立した市内の中古住宅

【助成対象者】

4月1日以降に助成対象住宅に転入・転居する45歳未満の人

【助成対象工事】

住宅改修費が30万円以上で、平成29年2月末までに完了する工事

【申請時期】

工事着工前 (着工後の受付はできません)

【助成額】

助成対象工事経費の10%相当額 (上限20万円)

- ※① 満18歳未満の子を扶養し同居される場合
- ※② 65歳以上の親族が同居する場合に各工事費の3.5% (上限40万円) を上乗せして助成、①② 両方の条件を満たす場合は最大で100万円の助成をします。

◆居住促進事業の申請受付は4月15日から

平成26年1月2日～平成27年1月1日に住宅を新築・取得された子育て世帯・新婚世帯を対象に、家屋にかかる固定資産税相当分を助成します。申請に必要な書類を直接または郵送で担当課へ提出してください。

【集中申請期間】

4月15日(金)～8月1日(月)

◆住宅エコ改修の助成が変わります

平成28年度の住宅エコ改修促進事業は、大きく次の3点が変わります。

- ① 工事金額30万円以上の改修が対象
- ② 助成の方法は、現金交付
- ③ 助成の上限額は、7万5千円